

取りまとめの骨子 (座長案)

「資源管理のあり方検討会」の取りまとめ骨子（座長案）

検討会の趣旨・経緯

- 水産日本の復活を果たすため、水産資源の回復と漁業生産量の維持増大を実現すべく、水産庁内に「資源管理のあり方検討会」を設置。
- 漁獲可能量（TAC）制度や資源管理指針・計画体制等をレビューし、個別割当（IQ）方式や譲渡性個別割当（ITQ）方式を議論するとともに、マサバ、スケトウダラ、太平洋クロマグロ、トラフグの資源管理を検討。

資源管理施策について

1. 今後の課題

- TAC制度等の公的管理と、資源管理計画に基づく漁業者の自主的管理の両方について高度化を図った上で、両者の適切な連携の確保が必要。
- 海面漁業の生産増大のためには、特に資源が低位あるいは減少傾向にある魚種に対する効果的な資源管理が必要。

2. 水産資源の評価

- 我が国周辺水域の主要資源52魚種84系群の資源評価は、（独）水産総合研究センターや都道府県と共同で外部有識者も参加して毎年実施。
- 漁獲量等に加え、調査船調査等により様々なデータを収集し、資源の水準や動向だけでなく、生物学的許容漁獲量（ABC）等、資源管理の参考となる情報を提供。
- 資源状態に関する漁業者との認識のズレを解消すべく、関係漁業者との間で意見交換・説明会を開催。
- 資源評価の更なる精度向上に向け、情報が不十分な魚種も含めてデータの収集の強化を検討するとともに、海洋環境の変化が中長期的な資源変動に与える影響を解明。

3. 公的管理の高度化

（1）TAC制度

- TACをABCと等量とすることを原則とし、仮に乖離があるとしても極力ABCに近づける。
- 同時に、TACを補完する資源管理措置や、より厳格な措置を導入する場合の漁業者への影響緩和も検討すべき。

（2）個別割当（IQ）方式又は譲渡性個別割当（ITQ）方式

ア）IQ方式

- 資源管理の実効性確保や収益性の改善効果を踏まえ、割当の譲渡は認めないことを前提として、我が国において更なるIQ方式活用の余地がある。
- このため、IQ方式が実施可能な魚種・漁業種に対して同方式を試験的に実施し、実際の効果等を検証すべき。

○その際、I Q方式導入の成否や実施のための行政負担等を検証するための関係者間の協力体制を構築するとともに、関係漁業者の減収等のリスクへの対応についても検討すべき。

イ) I T Q方式

○I T Q方式については、無償で入手した漁獲割当を売買することの是非、新規参入者等に対するコスト増、割当の利権化と資源管理への影響、操業慣行・秩序や漁村社会に悪影響を与えるおそれ等から、我が国への導入については時期尚早。

4. 自主的管理の高度化

- 開始後3年が経過した資源管理指針・計画体制については、資源の維持回復が見られたか等について評価・検証を行うことが必要。
- 個別計画の評価・検証は、計画の策定者である漁業者自らがを行い、関係都道府県がその結果を取りまとめて国に報告することが求められる。
- 評価・検証にあたっては、計画の改善等も含めて国や県等が適宜助言等を行うべき。
- 個別計画の評価・検証の後、体制全体についても評価を行い、より効果的・効率的な制度にするための検討を行うべき。

個別事例として取り上げた魚種毎の資源管理の方向性

1. マサバ（太平洋系群）

- 漁獲の8割強を占める北部まき網漁業では、自主的な取組みとして漁獲枠の月別・漁船別配分を実施していることから、今後かかる取組みを発展させ、より本格的なI Q方式の導入を図ることが資源の回復と有効活用に資すると期待。
- 太平洋におけるマサバの盛漁期である本年秋を目途に、一部漁船を対象に試験的なI Q方式に着手し、データを収集。
- 本件は、我が国におけるI Q方式導入のテストケースとして実際の効果や課題を検証しながら実施することとし、具体的な管理手法や検証のための準備を進める。

2. スケトウダラ（日本海北部系群）

- 資源回復を図るため、今後はT A CはA B Cと等量かA B Cに近いものとし、T A C以外の管理措置も併せて実施すべき。
- この場合、T A Cが極めて限られることから、漁獲枠を漁船毎ではなく操業実態を踏まえた最適な経営単位（複数隻体制）で配分し、資源と経営をバランスさせた合理的な漁獲を目指すことが必要であり、この検証が今後のI Q方式の枠組み構築に資するものと思料。ただし小規模沿岸漁業については、漁船数が多く個別割当の配分や管理が困難であることから、地区別・漁業種別のグループ配分等によるべき。
- これらを実証する際には、経営単位やグループ毎の数量を記したT A C協定を認定するなど公的関与を強化しつつ、その効果や課題について試験研究機関が検証するための方策を検討。
- 漁業者の短期的な窮状を緩和する措置を含め、漁業実態を踏まえた最適な経営単位

の検討、他業種への転換や減船による漁船数の削減等の操業体制の再編等、地域における漁業経営の合理化のための措置を総合的に検討すべき。

3. 太平洋クロマグロ

- 親魚資源量が歴史的最低水準付近にあり、未成魚の漁獲を大幅に削減させるべきとの国際科学機関の管理勧告を踏まえ、我が国の2015年以降の未成魚（30キロ未満）の漁獲上限を4,007トンとする。
- 漁獲上限の遵守のため、報告頻度の高い漁獲モニタリングを実施するとともに、全国を6ブロックに分け、漁獲が上限に近づく場合に警報や操業自粛要請を漁業者等に広く発信。
- 大中型まき網の漁獲モニタリングと日本海の産卵期の漁獲管理についても引き続き実施。
- 選択的な漁獲が困難な定置網等に対するものも含め、上記措置の円滑な実施のための方策を検討。

4. トラフグ

- トラフグを漁獲する全ての関係漁業者、関係行政機関及び試験研究機関が参画する横断的な検討の場を設け、統一的な方針の下、資源管理指針や計画を策定し、資源管理を進めていくことを目指す一方で、先行的な漁業者の取り組みを併せて促進。
- 漁獲の7割を未成魚が占める中、漁業の実情を調査するとともに、関係者が連携して未成魚の漁獲抑制や再放流に取り組むことを検討。
- 種苗放流については、資源管理との一層の連携を図りながら、放流効果の高い場所での放流等、有効な種苗放流を検討。

今後の資源管理への期待

- 今後、政府は関係部局及び漁業関係者と調整を進め、より具体的な措置を早急に検討し、可能な部分から速やかに取り組みを実施。
- 上記4魚種に対する取り組みは、それ自体が重要であるだけでなく、今後、他の魚種について資源回復を図る際にも有用。
- 資源管理指針・管理計画体制の評価とも併せ、我が国の資源管理のあり方を、次期水産基本計画も視野に入れつつ引き続き検討。
- これら取り組みは、水産日本の復活に向けた貴重な一歩となることが期待。